伊丹市分譲共同住宅共用部分バリアフリー化助成事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は，分譲共同住宅の管理組合に対し，当該分譲共同住宅の共用部分の改造に要する経費を助成することにより，高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という。）をはじめ，すべての市民が住み慣れた住宅で安心して自立した生活をおくることができる住環境の整備を図ることを目的とする。

（助成）

第２条　市長は，分譲共同住宅の共用部分のバリアフリー化工事を行う管理組合に対し，対象工事に係る経費の一部を助成する。

（対象者）

第３条　助成の対象となる管理組合は，市内に存する１棟につき２１戸以上の分譲共同住宅（平成５年１０月１日以降に建築されたもので５１戸以上のもの及び平成１４年１０月１日以降に建築されたものを除く。）の管理組合（以下「対象管理組合」という。）とする。

（対象工事）

第４条　助成の対象となる工事は，高齢者等に配慮した共同住宅の共用部分の改造工事で，次に掲げる要件を備えたものとする。ただし，建築物の構造耐力上主要な部分（建築物の倒壊の防止等を目的とする構造耐力上の面からみて主要な部分で，筋交いの入った構造耐力上必要な壁，柱等をいう。）の変更を伴わないものに限る。

(1)　別表１に定める当該分譲共同住宅の共用部分の各改造箇所において必須工事を取り入れた改造工事であること。

(2)　別表１に定める工事の内容の技術的な基準は，原則として，兵庫県福祉のまちづくり条例施行規則別表第３の基準によること。

（助成額）

第５条　市長は，対象管理組合が行う共同住宅の共用部分の改造について，予算の範囲内において，１棟につき対象工事に要した経費の額に応じた別表２の規定により算出した対象経費の額に応じた額を助成するものとする。

（申請）

第６条　この要綱による助成を受けようとする対象管理組合(以下「申請者」という。）は，工事着手前に，分譲共同住宅共用部分バリアフリー化工事実施申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　分譲共同住宅共用部分バリアフリー化工事計画書(様式第２号)

(2)　工事費見積書

(3)　前２号に定めるもののほか，市長が必要と認めるもの

（決定）

第７条　市長は，前条の申請を受けたときは，その内容を審査し，助成の可否を決定するとともに，分譲共同住宅共用部分バリアフリー化助成事業実施決定（却下）通知書（様式第３号）により当該申請者に通知するものとする。

（工事内容の変更）

第８条　助成の決定を受けた者は，当該決定を受けた後に，工事計画に変更が生じた場合は，速やかに変更を申し出なければならない。

（工事完了）

第９条　助成の決定を受けた者は，当該決定を受けた工事が完了した場合には，速やかに分譲共同住宅共用部分バリアフリー化工事完了届（様式第４号）を市長に提出して，工事完了の確認を受けなければならない。

（助成金の請求）

第１０条　助成の決定を受けた者は，前条の規定により工事完了の確認を受けた後，速やかに分譲共同住宅共用部分バリアフリー化助成金請求書（第５号)，当該工事に要した費用の額を証明する書類，その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第１１条　市長は，前条の請求を受けたときは，その内容を審査し，適当と認めたときは，助成金の額を確定し，申請者の請求に基づき助成金を交付する。

（助成決定の取消し等）

第１２条　市長は，助成の決定を受けた者が，次の各号のいずれかに該当するときは，助成の決定を取り消し，または既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

(1)　偽りその他不正な行為により助成の決定を受けたとき

(2)　前号に掲げるもののほか，この要綱の規定に違反したとき

（重複の禁止）

第１３条　対象管理組合は，共同住宅の対象工事について，当該助成事業を受けた棟において再度当該事業の助成を受けることはできない。

（細則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか，この要綱の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

この要綱は，平成１７年８月１日から施行する。

付　則

この要綱は，平成３１年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は，令和３年３月３０日から施行する。

付　則

この要綱は，令和７年５月１２日から施行する。

別表１

分譲共同住宅の共用部分のバリアフリー化に係る対象工事

改造箇所	工　事　の　内　容	種別	
		必須	選択
外部出入口	出入口の開口幅を確保するための工事 その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○	 ○
敷地内通路	傾斜面又はそれに類するものの設置 傾斜面を設置した場合の手すりの設置 その他高齢者等の利用の安全性または利便性の向上に資するもの	○ ○	 ○
床　面	ノンスリップ化	○	
廊下等	傾斜路又はそれに類するものの設置 傾斜路を設置した場合の手すりの設置 その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○ ○	 ○
階　段	手すりの設置 蹴込板及び滑り止めの設置 その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○ ○	 ○

（注）　上記工事の技術的な基準は、原則として、福祉のまちづくり条例施行規則別表第３の基準によるものとする。

別表２

分譲共同住宅の共用部分のバリアフリーに係る助成額

助成対象工事費	助成額
７５千円以上１５０千円未満	４０千円
１５０千円以上３００千円未満	７５千円
３００千円以上６００千円未満	１５０千円
６００千円以上９００千円未満	２５０千円
９００千円以上	３００千円